

平成 29 年 1 月 26 日
資金管理センター

資金管理料金特別会計における繰越金の使途について

資金管理料金特別会計の繰越金の使途に関して、平成 28 年 12 月 7 日開催の第 71 回資金管理業務諮問委員会にて以下のように報告し、審議のうえ了承された。

4. 平成 29 年度以降の公益財務基準の適合へ影響する項目について

(3) 繰越金の使用

平成 29 年度以降については、第 44 回合同会議にて、特定再資源化預託金等(以下、「特預金」という。)の新たな活用対象として承認された活動に係る費用について、特預金の充当額を減少し、その分、料金収入、繰越金で賄うこととする。これにより、収益額、遊休財産額が減少するため、収支相償基準及び遊休財産の保有制限基準の適合に対し有益となる。

繰越金については、ユーザーが負担する料金のうち、本財団の効率化等による費用の低減等から生じたものであり、特預金同様、預託を行った者が便益を享受できるものに使用していくべきと考えられる。

なお、繰越金等の使用額については、財団全体の収支状況を確認しながら決定するが、現時点では 2 億円程度を想定している。

しかしながら、下記の理由により資金管理料金の繰越金の使途については、あらためて検討することとしたい。

- (1) 資金管理料金特別会計の繰越金と特預金では、いずれも自動車所有者に負担いただいたものであるが、特別会計の区分が異なるとともに原資となったものの内容等に差があること。
- (2) 特預金の使途については、これまで本諮問委員会や合同会議等で十分な議論がなされてきたが、資金管理料金の繰越金に対しては、特預金の使途の決定を踏まえた中長期的な使用の見通し等についての集中的な議論が改めて必要であること。

なお、本財団が公益認定を維持するためには、財務基準上「遊休財産の保有制限」※1 を遵守する必要がある。資金管理料金特別会計の繰越金は、この遊休財産の主要部分を構成しており、その使途の検討にあたっては、近年、本財団として上記基準を満足させることが厳しい状況となっていることにも配慮しなければならない(上述の第 71 回資金管理業務諮問委員会の報告に記載)。

※1 「法人全体の遊休財産額は 1 年間の公益目的事業費の額を上回ってはならない」

1. 資金管理料金特別会計における繰越金の現在額

資金管理料金特別会計における繰越金(毎事業年度の収支差額の累計額)は、平成28年12月末時点で約40億円(A)である。この約40億円の繰越金は、自動車ユーザーが支払った資金管理料金のうち、本財団の業務効率化等による費用低減などにより生じた剰余である。したがって、この繰越金の使途は、特預金と同じく、自動車ユーザーの便益に資する施策に充てるのが適切と考える。

2. 平成29年4月からの資金管理料金の改定と繰越金の関係

平成29年4月から適用される新資金管理料金の額は、新車購入時預託分が290円、引取時預託分が410円であるが、資金管理料金特別会計においては、これらの新料金の額にて15年間における収支相償を図る予定である。なお、新料金の額は費用の積算結果から算出された297.1円及び416.6円を切り捨てた額であり、差額の7.1円及び6.6円については上記の繰越金で賄うこととしている。繰越金で賄う額は15年間で約6億円(B)である。

3. 繰越金で確保すべき留保資金の額

繰越金には、運転資金や預託台数の減少への対処等に一定程度の留保資金が必要である。この額は表1のように想定され、合計で約21億円(C)となる。

【表1】 必要な留保資金

項目	金額	備考
運転資金	9億円	3か月分の運転資金
預託台数が減少した場合の対応 ^{※2}	2億円 ^{※2}	これまでの預託台数の年間減少差における最大値の際の発生費用を想定
不測事象への対応 ^{※2}	10億円 ^{※2}	情報システム機器(サーバー等)のトラブル対応等のために必要な留保資金
合計	21億円	

※2 現時点で想定される目的・使途を広く記載しており、項目、金額とも、今後精査することが必要。

4. 自動車ユーザーの便益に資する施策に充当可能な繰越金の額

上記1. から3. により、新たに自動車ユーザーの便益に資する施策に充当可能な繰越金の額は約13億円(D)と算出される。

$$\text{約13億円(D)} = \text{約40億円(A)} - \text{約6億円(B)} - \text{約21億円(C)}$$

5. 繰越金の使途についての提案

繰越金は、これまでの全ての自動車所有者に負担いただいたものから、業務効率化の実施等により発生している。したがって、その使途は、これらの自動車所有者の便益に資する施策に充てることとしたい。

① 平成 29 年度の使途

平成 29 年度においては、下記に示すような自動車リサイクル情報システムの改修を予定している。これらの改修案件、及び自動車リサイクル情報システムにおけるデータセンターの機能維持のための更新等のうち自動車所有者の便益に資する案件について、資金管理料金収入及び繰越金(約 3 億円)を充てることとしたい。詳細な検討資料は次回の諮問委員会に提出する。

＜平成 29 年度 システム改修案件＞

- ・システムセキュリティ対策の更なる強化
- ・一般料金照会機能や車両状況確認機能のモバイル対応 等

なお、上記の対応により平成 29 年度においては、「遊休財産の保有制限」の基準に適合することが可能となる見込みである(【表2】参照)。

【表2】平成 29 年度における「遊休財産の保有制限」の適合見込み

公益目的事業費 47 億円	>	遊休財産(繰越金) 44 億円※
※遊休財産(繰越金)の内訳		
資金管理料金特別会計		37 億円(=40 億円 - 3 億円)
再資源化支援部特別会計		5 億円
情報管理特別会計		1 億円
合計		44 億円

② 今後の繰越金の使途に関する検討の実施

繰越金に関しては、上記の平成 29 年度の使途分を差し引いても相当額の残余があり、対応が必要である。また、平成 30 年度及び 31 年度においては、資金管理料金特別会計から「保守切れ機器の更新」のため費用支出も予定している(第 72 回諮問委員会資料 2-3 参照:非公開)。「遊休財産の保有制限」への適合を図るとともに、平成 29 年度においては繰越金の中長期的な使用の見通し等についても議論いただきたい。

以上